

第 2 農 業 編

解 説 4

Ⅷ 畜産の部

家畜飼養戸数及び飼養頭羽数

平成26年2月1日現在において、母集団から抽出された乳用牛、肉用牛、豚及び採卵鶏の各飼養者に対する往復郵送調査により作成した。

また、乳用牛及び肉用牛については、牛個体識別システムのデータを利用することにより補完している。

用語の解説

乳 用 牛	<p>搾乳を目的として飼養している牛。本調査は乳用牛、肉用牛の区分は品種区分ではなく、利用目的によって区分するため、調査対象はめすのみとし、交配するためのおすは除いた。</p> <p>なお、めすの未經産牛^{注)}を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とし、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中のものは肉用牛とせず乳用牛に含めた。</p> <p>注) 未經産牛 出生してから、初めて分べんするまでの間の牛。</p>
肉 用 牛	肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛。
肉 用 種	乳用種以外の肉用牛。
乳 用 種	ホルスタイン種等の乳用種のうち肉用を目的として飼育している牛。乳用種のみならず和牛等の肉用種のおすを交配して生産された交雑種（F1）も含む。
豚	肉用及びその繁殖を目的として飼養する豚。
子取り用めす	生後6か月以上で子豚を生産することを目的に飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚。
種 お す	生後6か月以上で種付けに供することを目的に飼養しているおす豚をいい、過去に種付けに供したことのある豚及び近い将来種付けに供することが確定している豚。
肥 育 豚	自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。
採 卵 鶏	鶏卵を生産する目的で、飼養している鶏。産卵していても愛玩用として飼養しているものは除いた。
ブ ロ イ ラ ー	当初から「食用」に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」「卵用種」の種類を問わないが、採卵鶏の廃鶏は含まない。

